鳥栖市教育支援センター運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥栖市教育支援センター「みらい」(以下「教育支援センター」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(運営目的)

第2条 学校不適応児童生徒の増加及びその態様の多様化に対応し、個々の児童生徒に応じた学習や体験活動等を行うことにより、学校生活への復帰を目指し、共同学習の中で社会的に自立する力を養うため教育支援センターを運営する。

(事業内容)

- 第3条 教育支援センターの事業内容は、次のとおりとする。
- 1 児童生徒に対する指導
 - (1) 集団適応指導に関すること。
 - (2) 学習指導に関すること。
 - (3) 生活指導に関すること。
 - (4) 体験活動指導に関すること。
- 2 保護者に対する相談・指導
 - (1) 個別相談・指導
 - (2) 保護者会を通して行う相談・指導
- 3 在学校との連携
 - (1) 学校訪問等を利用した児童生徒への支援のあり方に関する連携
 - (2) 日々の密接な情報交換による連携

(開設期間等)

- 第4条 教育支援センターの開設期間及び開設時間は、原則として次のとおりとする。ただし、教育長は、必要に応じて開設期間及び開設時間を変更することができる。
- 2 開設期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、鳥栖市立小、中学校の管理に関する規則(昭和32年教委規則第12号)第25条第1項に規定する日を除く。
- 3 開設時間は、月曜日から金曜日(学校登校日)までの午前9時30分から午後3時までとする。

(入所対象者)

第5条 入所の対象者は、鳥栖市立小中学校に在籍する児童生徒又は鳥栖市在住で小中学校に在籍する児童生徒のうち、学校不適応傾向にある者及び心理的理由等で長期不登校の状態にある者とする。

(入所協議)

第6条 教育支援センターへの入所を希望する児童生徒及び保護者は、当該児童生徒の在 学校長にその旨を伝え、在学校長は校内において当該児童生徒の入所について協議し なければならない。

- 2 在学校長は、入所が必要と判断した場合は、指導の依頼(様式第1号)及び入所相談票(様式第3号-1)を教育長に提出しなければならない。 (仮入所)
- 第7条 教育支援センターへの入所を希望する児童生徒及び保護者は、教育支援センター 指導員と面談を行なわなければならない。
- 2 教育委員会は、教育支援センター指導員が作成した相談報告書(様式第3号-2)、 指導の依頼(様式第1号)及び入所相談票(様式第3号-1)をもとに仮入所につい て協議し、仮入所通知書(様式第3号-3及び様式第3号-4)にて在学校長及び保 護者に通知するものとする。
- 3 仮入所の期間については2週間から1か月程度とする。 (入所の手続き)
- 第8条 仮入所後、教育支援センターへの入所を希望する児童生徒の保護者は、入所願 (様式第2号)を作成し、当該児童生徒が在籍する校長に提出しなければならない。 (入所の決定)
- 第9条 入所に当たって教育支援センター指導員は、当該児童生徒の性格及び行動並びに 学校における指導、相談状況及び教育支援センター指導員による仮入所の指導状況を もとに、入所に係る意見書(様式第4号の3)を作成しなければならない。
- 2 教育委員会は、意見書をもとに入所について協議し、入所が必要と教育長が認めた場合は、入所の通知を在学校長(様式第4号-1)及び保護者(様式第4号-2)により通知する。

(教育支援センター指導員)

- 第10条 前条の規定により入所が決定された児童生徒の指導援助のために、教育支援センター指導員(以下「指導員」という。)を置く。
- 2 指導員は、教員免許状の所有者又は教育長が教員免許状の所有者と同等の学識、技能等を持つと認めた者のうちから、教育長が任命する。
- 3 指導員の人数は、若干名とする。

(指導員の職務)

- 第11条 指導員の職務は、次のとおりとする。
 - (1) 通所児童生徒に対する指導を行うこと。
 - (2) 保護者に対する相談・指導を行うこと。
 - (3) 在学校との連携を行うこと。
 - (4) 施設及び備品の管理に関すること。

(教育支援センターの通所)

- 第12条 通所期間は1年とする。
- 2 指導は、卒業式又は修了式の前日をもって終了し、書類による終了の通知は行わないものとする。
- 3 次年度教育支援センターへの通所を希望する保護者は、第8条に規定する通所申込を 再度行わなければならない。
- 4 在籍学校長は、指導の依頼(様式第1号)と入所相談票(様式第3号)を教育委員会

に提出しなければならない。

- 5 入所決定については、第9条の規定するとおりとする。
- 6 教育支援センターへの児童生徒の通所については、保護者の責任において行うものと する。

(教育支援センターの出席状況の報告)

第13条 教育長は、児童生徒の教育支援センターにおける各月ごとの出席・学習状況に関し、保護者及び在学校長へ通知する。

(教育支援センターに通所した児童生徒の出欠席の取扱い)

- 第14条 教育支援センターに通所した児童生徒の出欠席の取扱いについては、次のとおりとする。
 - (1) 指導要録については、出席扱いとする。また、指導要録の記入に当たっては、出席及び欠席日数の内数として教育支援センターに通所した日数及び施設名(教育支援センター「みらい」)を記載する。
 - (2) 出席簿については、欠席扱いとする。
 - (3) 通知表については、指導要録と同様に出席扱いとし、記載内容も同様とする。
 - (4) 仮入所の期間についても前各号と同じ取り扱いとする。
- 2 出席扱いについては、別に定める「不登校児童生徒の「出席扱い」とするためのガイドライン」を参考に決定するものとする。

(教育支援センターでの指導の終了)

- 第15条 教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、教育支援センターに通所する児童生徒の指導を終了するものとする。
 - (1) 児童生徒が在学校への登校を再開し、不登校が解消されたと判断したとき。
 - (2) 児童生徒及び保護者が指導の終了を希望したとき。
 - (3) 他の児童生徒に害を及ぼし、在所が望ましくないと認められるとき。
 - (4) 前3号に定めるもののほか、在所の必要が認められなくなったとき。
- 2 指導の終了に当たって、指導員は指導の終了に係る意見書(様式第5号の3)を作成しなければならない。
- 3 教育委員会は、意見をもとに指導の終了について協議し、指導の終了を教育長が認めた場合は、指導の終了を在学校長(様式第5号の1)及び保護者(様式第5号の2) により通知する。

(他機関との連携)

- 第16条 教育支援センターの運営に関して、他機関と連携を図ることができる。 (補則)
- 第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

 文書
 番号

 年月日

鳥栖市教育委員会 教育長 佐々木 英利 様

> 学校名 校長

鳥栖市教育支援センター「みらい」での指導について(依頼)

このことについて、保護者から下記児童(生徒)を、鳥栖市教育支援センター「みらい」に入所させたいと申し出がありました。校長としても入所が適当と認めますので、 貴教育支援センターに指導・支援を委任したいと思います。入所についてご承認くださるようにお願いします。

なお、入所希望者の状況は別添相談票のとおりです。

記

- 1 学校名
- 2 児童(生徒)名

第 学年

3 保護者名

入	所	願
	1/1	小 只

年	月	E

学校

学校長 様

学校组	Ż	学校
第	学年	
<u>児童</u> 生	上徒氏名	
保護者		

鳥栖市教育支援センター「みらい」に入所を希望します。その際、保護者も学級担任や「みらい」指導員等との懇談を行い、不登校改善に向けて努力します。

また、他の入所児童生徒に迷惑をかけないようにしますので、よろしくお願いします。

様式第3号-1

鳥栖市教育支援センター「みらい」入所相談票

1 対象となる児童(生徒)について

	*************************************				生年月 日		年	月	田
					担任氏				
対象児童生徒	在学校	学村	党 第	学年	名				
	住 所				•				
	保護者 氏 名								
	(家庭や	学校での様子	診断名	支援学級の	場合は障害	種 等)			
本人の状況									
	(家族構)	成と家庭の状況	等)						
家庭の状況									
多姓 少 仏 优									
在学校の									
意見									
保護者の	(保護者の	の不安や要望)							
意 向									

2 欠席の状況

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
授業日数													
出停、忌田数													
出席しなければ ならない日数													
出席日数													
「みらい」 通級日数													
遅刻日数													
早引日数													
欠席日数													

[※] 出席日数については、学校に登校した日数のみで、「みらい」に通所していた場合は、外数で「みらい」通所日数に記載してください。

3	不登校の状況(不登校に至ったと思われる経過と学校の対応 等)
4	スクールカウンセラー・SSW等の意見
5	独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済の加入の有無
	(どちらかに○をつけてください。)
	加入あり
	加入なし

年 月 日 作成

様式第3号-2

鳥栖市教育支援センター「みらい」入所相談報告書

1 対象となる児童(生徒)について

	^{ふりかな} 氏名			生年月 日		年	月	日
対象児童生徒	在学校	学校第	学年	担任氏名				
	住 所							
	保 護 氏 名							
	(家庭や	学校での様子 診断名	支援学級の	場合は障害	種等)			
本人の状況								
	(家族構	成と家庭の状況 等)						
家庭の状況								
在学校の								
意 見								
保 護 者 の 向	(保護者)	の不安や要望)						

2 欠席の状況

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
授業日数													
出停、忌日数													
出席しなければ ならない日数													
出席日数													
「みらい」 通級日数													
遅刻日数													
早引日数													
欠席日数													

[※] 出席日数については、学校に登校した日数のみで、「みらい」に通所していた場合は、外数で「みらい」通所日数に記載してください。

3	不登校の状況(不登校に至ったと思われる経過と学校の対応等)
4	教育支援センター指導員等の意見

年 月 日作成

鳥教学第号年月日

 鳥栖市立
 学校

 校長
 様

鳥栖市教育委員会 教育長

鳥栖市教育支援センター「みらい」への仮入所について(通知)

このことについて、下記児童(生徒)の鳥栖市教育支援センター「みらい」の仮入所を承認しましたのでお知らせします。

- 1 学校名
- 2 児童生徒名
- 3 学年 第 学年
- 4 指導の開始日 年 月 日

保護者 様

鳥栖市教育委員会 教育長

鳥栖市教育支援センター「みらい」への仮入所について(通知)

このことについて、下記児童(生徒)の鳥栖市教育支援センター「みらい」の仮入所を承認しましたのでお知らせします。

- 1 学校名
- 2 児童生徒名
- 3 学年 第 学年
- 4 指導の開始日 年 月 日

学校

校長様

鳥栖市教育委員会 教育長

鳥栖市教育支援センター「みらい」への入所について(通知)

このことについて、下記児童(生徒)の鳥栖市教育支援センター「みらい」の入所を承認しましたのでお知らせします。

- 1 学校名
- 2 児童生徒名
- 3 学年 第 学年
- 4 指導の開始日 年 月 日

保護者 様

鳥栖市教育委員会 教育長

鳥栖市教育支援センター「みらい」への入所について(通知)

このことについて、下記児童(生徒)の鳥栖市教育支援センター「みらい」の入所を承認しましたのでお知らせします。

- 1 学校名
- 2 児童生徒名
- 3 学年 第 学年
- 3 指導の開始日 年 月 日

 文
 書
 番
 号

 年
 月
 日

学校 校長 様

鳥栖市教育委員会 教育長

鳥栖市教育支援センターの入所に係る意見について

このことについて、下記のことから判断し、教育支援センターによる指導を開始することが適当と考えます。

党董生徒氏名		学年		在学校学級 担任氏名	
指導期間	年 月	日~ 年	月 日		
仮入所時の状況	(仮入所時の)	該当児童生徒の	7状態)		
指導内容等	(指導事項、	指導方法、重 <i>n</i>	点をおいて指導	算した事項 な	:ど)
現在の状況	(指導に対す	る児童生徒の原	灭応、教室内 ~	で様子の点など	`について)
入所についての 意見	(入所の可否)	こついての指	算員の意見 ゲ	· まど)	

鳥教学第号年月日

学校

校長様

鳥栖市教育委員会 教育長

教育支援センター「みらい」による指導の終了について(通知)

このことについて、下記児童(生徒)の鳥栖市教育支援センター「みらい」での指導を 終了しますので、お知らせします。

つきましては、保護者へお知らせください。

記

1 児童(生徒)氏名 第 学年

2 在籍学校名

3 指導の開始日 年 月 日

4 指導の終了予定日 年 月 日

 文
 書
 番
 号

 年
 月
 日

保護者 様

鳥栖市教育委員会 教育長

鳥栖市教育支援センター「みらい」による指導の終了について(通知)

このことについて、下記児童(生徒)の鳥栖市教育支援センター「みらい」での指導を終了しますので、お知らせします。

記

1 児童(生徒)氏名 第 学年

2 在籍学校名

3 指導の開始日 年 月 日

4 指導の終了予定日 年 月 日

学校 校長 様

鳥栖市教育委員会 教育長

鳥栖市教育支援センター「みらい」による指導の終了に係る意見について

このことについて、下記のことから判断し、鳥栖市教育支援センターによる指導を終了することが適 当と考えます。

党童生徒氏名		学年			在学校学級 担任氏名
指導期間	年 月	日~ 年	月	日	
入所時の状況	(入所時の該当	児童生徒の特	犬態)		
指導内容等	(指導事項、指 など)	導方法、指	尊に対する	る児童	童の反応、重点をおいて指導した事項
現在の状況	(在学校への出	席状況及び	学習状況)		
指導員等の意見	(指導終了につ	いての具体的	りな理由な	など)	